# 京都府でのツキノワグマの狩猟再開に関する 注意事項について

京都府では、近年の生息数の増加を踏まえ、<u>令和3年度狩猟期からツキノ</u> <u>ワグマの狩猟を再開いたしましたが、以下の注意事項を御確認の上、適正な狩猟を行っていただきますようお願いします</u>。

なお、状況によりツキノワグマの狩猟自粛をお願いすることがあります。 詳しくはHPをご確認ください。

## ○狩猟時の注意事項【銃猟】

- ツキノワグマの狩猟が可能な法定猟法は、**銃猟のみ**です。
- 半矢などにより**手負いとなったツキノワグマが集落等に出没すると** 大変危険ですので、集落近くでの捕獲や親子グマへの発砲を控えること、確実に仕留めることができる距離での発砲に限ることなど、御配慮をお願いします。
  - ※ 銃猟により捕獲された場合は、処理される前に<u>農村振興課(下記</u> 連絡先)へ御連絡ください。

京都府では、生息数を把握するため、ツキノワグマの捕獲数や <u>捕獲個体情報を調査(裏面参照)</u>していますので、御協力をお願 連絡先します。

農林水産部農村振興課(亀岡駐在)・・・・・080-1631-4146

#### ○狩猟の制限等について

京都府では、**1年間にツキノワグマを捕獲できる頭数に制限**を設けており、その上限数に達する場合は、**狩猟の制限等を以下の京都府の**ホームページ等でお知らせいたします。

京都府HP(https://www.pref.kyoto.jp/choujyu/shuryou.html「狩猟について」)

お問い合わせ先

農林水産部農村振興課 ・・・・・・・・・・・・・ 075-414-5022

## ○錯誤捕獲した場合の注意事項【わな猟】

- **わなを使用する方法は法令により禁止**されています。
- 【鳥獣法第12条第1項違反、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金】 わなの設置場所付近でクマの出没が確認される等の場合には、誤っ てクマを捕獲しないため、わなの移設や一時停止等の措置を講じて下 さい。
- ■ニホンジカ及びイノシシを目的として、南丹、中丹及び丹後管内の市町並びに京都市(北区、左京区及び右京区に限る)でくくりわなを設置する場合、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、<u>くくりわなの輪の直径を12cm以内に制限しています</u>(その他の市町村では、ニホンジカ及びイノシシを目的とする場合は同制限を解除)。

【鳥獣法第12条第2項違反、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

■ 万が一、わなにツキノワグマがかかってしまった場合、放獣する必要がありますので、近寄らず、捕獲地の最寄りの広域振興局等に御連絡ください(以下連絡先参照)。

連絡先(捕獲地の最寄りの振興局)

山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課・・・・・0774-21-3212 南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課・・・・・0771-22-0426 中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課・・・・・0773-62-2593 丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課・・・・・0772-62-4310 京都林務事務所 林務課

#### ~捕獲個体情報の調査~

### <u>以下の調査に御協力をお</u> 願いします。

- ■捕獲記録票(同封の様式)へ必要事項の記入
- ■毛の採取(ペンチ等で 毛根から引き抜く)
- ■耳標の有無の確認



京都府